

行政と市民活動団体（NPO）との 協働のあり方に関する基本方針

- NPOのまち八王子の実現を目指して -

基本方針作成にあたって	1
1. 協働の理念	1
2. 協働を実現していく相手 - NPO とは	2
3. NPOの特徴と可能性	2
4. 市民の意識とNPOの実態	4
5. 協働を推進するために	4
6. 施策実現のための3つの取組み	6

平成14年2月

八王子市

基本方針の作成にあたって

行政と市民活動団体（NPO）との協働による新しいまちづくりをどのように進め、行政とNPOがより良い協働関係を実現していくためには、どうあるべきなのか——ここにその基本方針を定め、協働に関する基本的な考え方や協働の相手の選定、協働を推進していくための取組み（環境づくりなど）の指針とする。

NPO

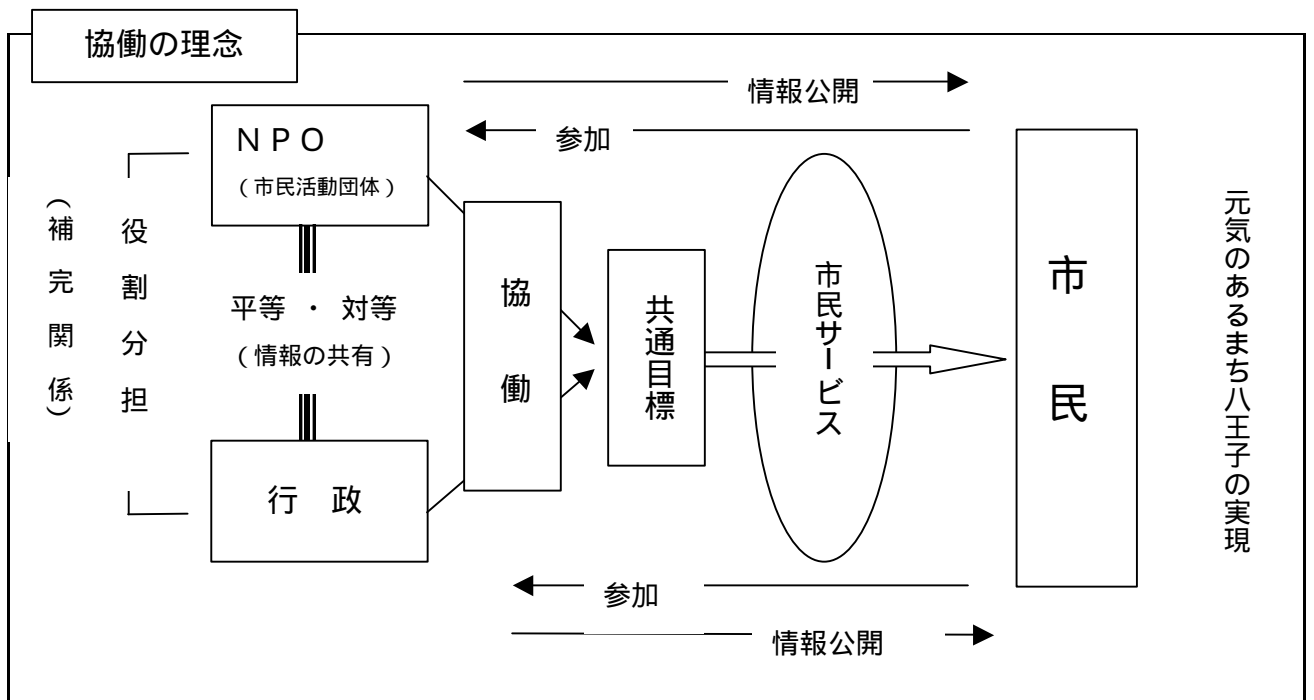
「Nonprofit Organization」の略で、「民間非営利団体」などと訳される。「非営利」とは、無償で活動を行うのではなく、利益を構成員間で分配しないことを意味している。

（2ページ『2協働を実現していく相手 NPOとは』参照）

1. 協働の理念

（1）協働とは

非営利・公益活動の場で、相互の立場や特性を認め、共通する課題の解決や社会的目的の実現に向け、協力・協調して活動していくこと。



（2）基本的な考え方

まちづくりの担い手

- ・多種多様なサービスを行うNPOは、今後の八王子市のまちづくりの担い手として大きな可能性が期待される。NPOと行政がそれぞれの特性・得意分野を生かし、市民サービスの質を向上させていく。

対等な立場で共通目標を持ち、適切に役割を分担

- ・市民、NPO、大学や企業等と行政が、お互いに平等・対等の立場で、共通の目標を持ち、適切な役割分担（補完関係）に基づき、それぞれの責任において事業を推進する。

できるひとが、できることを、力を合わせて

- ・市民自治を充実させ、「元気のあるまち八王子」を実現していく。

行政のしくみを、骨組み、構造から改革

- ・行政のしくみを「協働というまちづくりの手法」により改革していく。

（３）具体的な協働のかたち

委託

共催

後援

情報交換・情報提供

政策提案や政策形成過程への参加

２． 協働を実現していく相手 —— NPOとは

（１）NPOの定義

- ・ 「利益拡大のためではなく、使命（ミッション）実現のための活動をする組織」

（２）具体的には

- ・ 「非営利かつ、市民生活における不特定多数の利益に寄与し、自発的に、自主・自立した運営を、継続的に行う団体」（法人格の有無にはこだわらない）

（３）NPO活動とは

- ・ 上記の団体が八王子市の区域内において行う、営利を目的としない社会貢献活動を指す。（宗教活動や政治活動を主たる目的とするものを除く）

３． NPOの特徴と可能性

（１）広がるNPO活動

- ・ NPO活動は、社会のあらゆる分野に広がっている。社会福祉、保険や医療、まちづくり、社会教育、環境保全、文化やスポーツ、国際協力や交流、人権、男女平等など。最近ではNPO活動を支援するNPOも数多く生まれている。

(2) NPOの活躍で、地域が変わる、生活が変わる。

NPOは市民サービスの新たな担い手

NPOは市民自治を育む組織

NPOは実践的・具体的な政策提言(アドボカシー)の主体

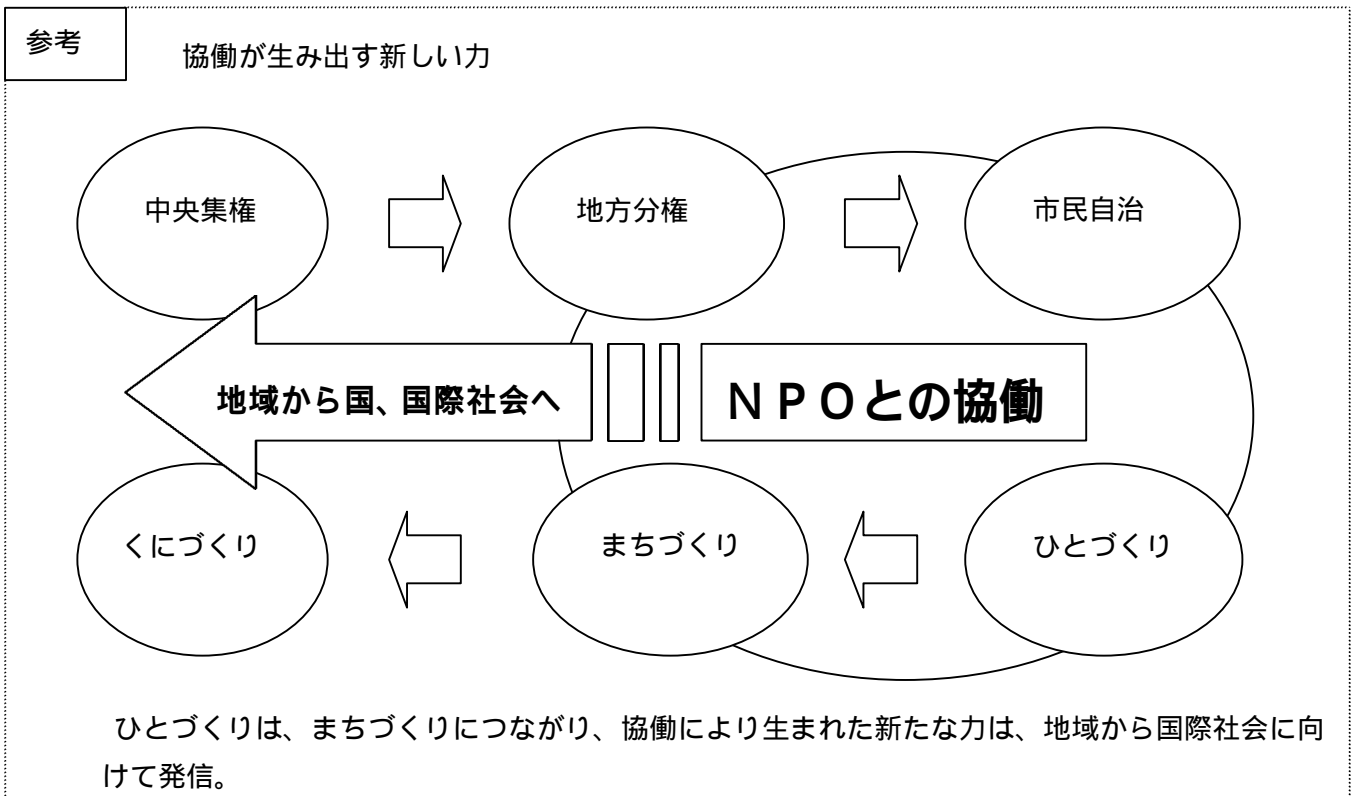
(注)最近では、政策提言のことを、アドボカシーと言うことが多い。

(3) 協働による効果

行政は、多様化する市民ニーズに対応でき、公共サービスの質の向上が図られる。また、事業を見直すことにより、行政の効率化、体質改善が図られる。

NPOは、協働領域の広がりにより、理念や使命を実現するための新たな活動の場が広がる。

市民は、ニーズに合った多様で、柔軟な公共サービスを受けることができる。



(4) 身近な活動から始めよう

- ・ 何か好きなこと、得意の分野や興味のあることに、参加して動き出してみることが大切。
- ・ そして、多くの市民が参加してみたいくなるような事業や環境づくりが必要。

4 . 市民の意識とNPOの実態

平成12年「第32回市政世論調査」及び「NPO等実態調査報告書」による市民の意識とNPOの実態

- (1) 市民への認知度は低い、期待度は大きい。
- (2) NPOの活動分野は福祉、医療の分野が8割。
- (3) NPOが八王子市に望むことは、補助金・助成金の援助が1位。

5 . 協働を推進するために

市民やNPO等で構成されたNPO協議会（仮称・中間的NPO）（以下協議会）を創設し、市民参加を前提に以下の施策を推進する。

- (1) NPO条例などの制定
 - 条例の骨子はNPOと行政の協働に関する原則や手続き、措置等を定める。
 - 市民の自己責任を基礎に、市民の自由な発想、多様な価値観を認める市民自治社会を目指すものとする。
 - 条例の策定過程においては、市民、NPOの参画を重視する。
 - 総合的な支援を進める上で、協働事業の内容やNPOの発達の段階に応じて、バランスの取れた支援を行う。
- (2) NPOセンター（仮称）の整備
 - 市民が運営し、市民が育てるセンターを設置する。
 - センターの管理・運営は協議会が行う。
 - 活動の場・設備の提供、活動支援、情報収集・提供、啓発・人材育成・シンクタンク機能、地域のネットワーク拠点、市民ファンドの管理・運用、NPO人材バンクの運営などの機能を持つ。
 - 核となるセンターと既存施設などを利用した支部を整備。支部は地域特性に合わせた地域密着型。
- (3) 自立化を促進し活動をサポート
 - 社会的・公益的な活動を行うNPOに対しては、積極的に支援し、活発な市民活動が行われる環境づくりを行う。
 - 市は、市民の公益活動や市民自らが企画し実施する市民事業を促進するため、活動をサポートする制度を整備する。

(4) 委託

市は、NPOの特性を生かした協働が期待できる事業においては、積極的にNPOへの委託を推進する。

そのためには、NPOへの事業委託を推進する意義を明確にし、委託が可能な領域を定めていく必要がある。

NPOへの事業委託を推進する意義

- 1) 市民や地域のニーズにあった公共サービスを、市民の手で提供することにより、住民自治や市民分権を推進していくことができる。
- 2) 多様性・専門性・柔軟性・効率性を備えたNPOとの協働により、公共サービスの質と量の向上と行政のスリム化を推進していくことができる。
- 3) 公共サービスへの市民参加が促進され、地域コミュニティの活性化が期待できる。

NPOへの事業委託

- 1) NPOの「本来事業」をNPO活動を推進する事業として契約・発注。
 - ・ NPO本来の社会的・公益的な目的を実現するための事業を「本来事業」と位置づけ、収益を組織維持や本来事業の資金に充当させることを目的とする事業（「収益事業」）と区別し、市の「NPO推進事業」として契約し、発注する。
- 2) 「NPO協働事業推進委員会」（仮称）の設置
 - ・ 庁内組織として、「NPO協働事業推進委員会」（仮称）（以下委員会）を設立し、必要に応じて、協議会へ意見を求めながら、「NPO推進事業」の選定を行う。
 - ・ 選定にあたっては、「NPO推進事業の選定基準」を別に定め、NPO推進事業を決定していく。

NPO推進事業をおこなう委託先NPOの選定

- ・ 委託先を選定する際は、事業遂行能力、将来性、活動実績、運営状況など、事業目的に最も適した相手を選定することが必要であり、具体的な選定方法を別途定めていく。

(5) 情報公開・職員の意識改革

大切なのは、「知ること」、「知ってもらうこと」

1) 『NPOの日』を創設

- ・ NPOの飛躍のきっかけ
- ・ 運営の主体は、NPO協議会
- ・ 地域の問題解決をNPOが対応する「相談コーナー」の開設
- ・ 市民向けのNPO講座
- ・ NPOによるフェスティバル
- ・ NPOによるNPOのための、実務・運営相談会
- ・ 「高齢者の社会参加、生涯学習への誘い」コーナーなど

- 2) 情報収集・提供システムの確立
 - ・ NPOセンター（仮称）がその機能を実現

新しい行政のしくみ『協働』の推進のために

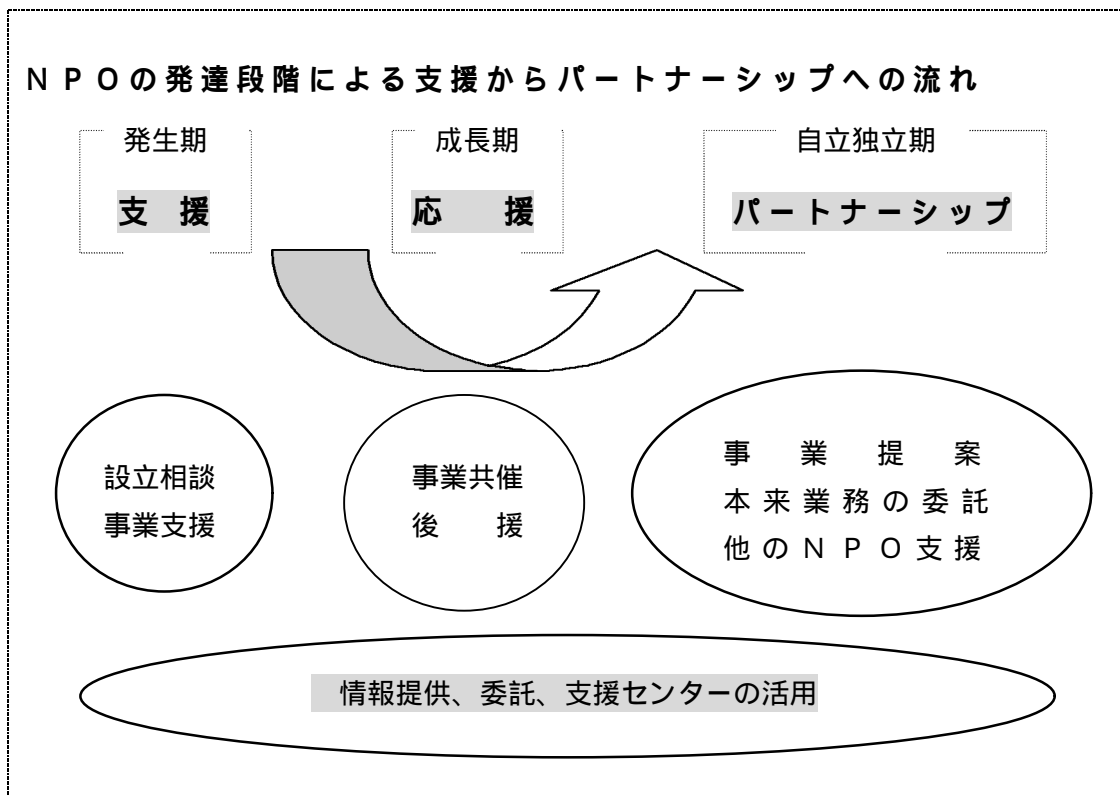
- 1) NPOの派遣研修の実施。
- 2) 職員とNPOとの直接対話の機会を設ける。

6. 施策実現のための3つの取組み

(1) パートナーシップ3段階活用

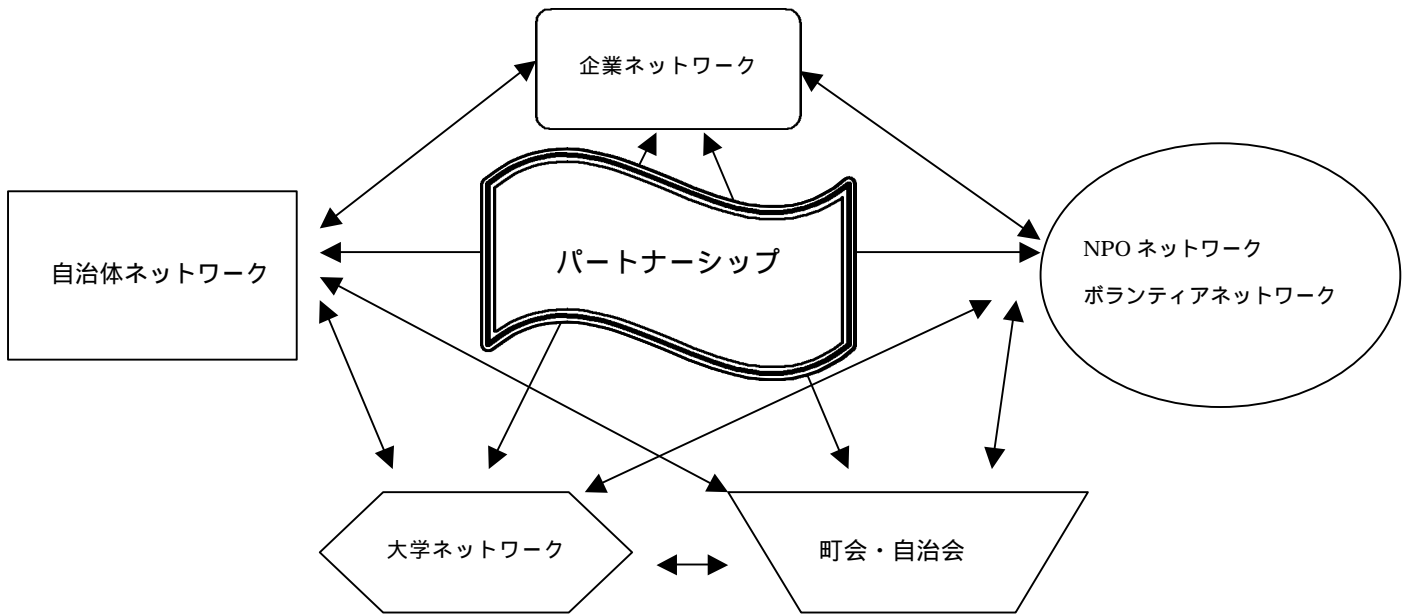
- 「支援」 設立相談・事業支援
- 「応援」 後援・市との共催事業
- 「パートナーシップ」 事業提案・本来業務の委託・他のNPO支援

- ・ 3段階におけるNPOに対する施策の進行管理や協働事業の評価は、市民と行政により行う。



(2) NPOを中心に相互ネットワーク化

- ・ NPO、市民、企業、大学等による相互ネットワークとパートナーシップを確立していく。



(3) ボランティア活動への支援と連携

- ・ NPOとボランティア活動、そして行政が相互に連携を取り合いNPOが地域ボランティアを支援するような体制を築き上げることにより、市民活動をより発展させる。